

E i w a N e w s

名義株の問題について

令和4年8月
(No.205)

1. 名義株とは

名義株とは、株主名簿上の株式の名義が真の株主ではなく、他人になっている株式のことを言います。

通常、株式譲渡または新株発行等により、株式を取得した者が株主となり、株式名簿に記載されますが、実際に株式取得資金を出した人が別にいる場合や株式取得後の権利行使(議決権行使や配当金の受領)を別の人が行っている場合、あるいは株主名簿の名義書換漏れ等によって、名義株が発生することがあります。

2. 名義株の問題点

具体的には以下のような問題が発生する恐れがあり、ひとたび発生すると解決が困難となるケースが多いです。

(1) 名義株主からの権利主張

時間の経過とともに真の株主と名義株主との関係が変化し、名義株主が真の株主または会社に対し、株主としての権利(議決権行使や配当金受領等)を主張してくる恐れがあります。

(2) 事情を知らない当事者の登場等

名義株の状態が解消されないまま、真の株主または名義株主が亡くなると、事情を知らない相続人が当事者となってしまい、問題が複雑化する恐れがあります。

また長期間、名義株の状態を放置した結果、真の株主が誰か分からなくなったり、連絡が取れない状況になったり、問題解決がさらに困難となるケースもあります。

(3) 円滑な事業承継・M&Aの妨げ

後継者への事業承継の際、名義株主が名義書換に簡単に応じてくれず、スムーズに手続きが進まないことが懸念されます。また、M&Aにおいても、名義株の存在がリスク要因となり、交渉が困難となる可能性もあります。

(4) 相続税の課税リスク

相続税対策としてあらかじめ株式を子供名義にしておいたのに、子供が真の株主と認められず、相続税の修正申告等が必要となる場合があります。

3. 真の株主の判断要素

法令・判例の株主の権利に関する条文、取扱いは以下のとおりです。

法令等	内容
会社法	株主名簿に記載されている株主が権利を行使することができる。 (会社法第124条第1項)
判例	他人の名義を借用して株式の引受がされた場合、名義借用者が実質上の株主となる。 (最判S42.11.17)
税法	株主名簿に記載されている株主が単なる名義人であり、この名義人以外の者が実際の権利者である場合、その実際の権利者を株主とする。 (法人税基本通達1-3-2他)

■過去の判例における真の株主の判断要素

過去の判例では、以下の要素から真の株主が判断されています。

- ① 株式取得資金の拠出者は誰か
- ② 真の株主と名義株主の関係性
- ③ 名義株となっている背景及び内容
- ④ 株主としての権利行使の状況
- ⑤ 会社が誰を株主として扱っていたか

4. 名義株の解消方法と株主管理の留意点

名義株の解消方法と、将来、名義株と判断されないための株主管理の留意点をご紹介します。

(1) 名義株の解消方法

① 名義株主の協力が得られる場合

名義株主の協力が得られる場合、真の株主と名義株主が共同で株主名簿の名義書換請求を行い、株主名簿の名義を真の株主へ変更することにより名義株は解消されます。また、税務署から贈与と判断されないよう、名義株であることの確認書を作成した方が良いケースもあります。

② 名義株主の協力が得られない場合

名義株主の協力が得られない場合、株式併合等によるスクイーズアウトも選択肢となります。

③ 名義株主が所在不明な場合

5年以上継続して株主総会招集通知等が届かない株主を所在不明株主と言い、その株主の承諾を得ずに競売等の方法により株式を強制的に買取ることが可能です。なお、5年以上継続して株主総会招集通知等が届いていないことが要件となるため、しっかりと証拠文書が残っていないと利用できない制度です。

(2) 株主管理の留意点

① 株主名簿を最新化しておくこと

株主名簿を最新化しておけば、いつ誰がどのような原因で株式を取得したかを容易に把握できます。株式の譲渡、新株発行及び相続等があった際、株主名簿をタイムリーに変更することが重要です。

② 株式譲渡・新株発行時の手続き書類を残すこと

株式譲渡・新株発行においては、契約書、機関決定の書類（株主総会議事録や取締役会議事録）、払込金の入金明細等が特に重要な書類となります。当事者間の合意内容や会社としての決定内容、資金の出処を書面に残しておくことで、紛争の事前防止に資することになります。

③ 株主総会の関係書類を適切に作成・管理すること

株主総会の関係書類（株主総会議事録や議案の資料等）を適切に作成・管理することにより、株主総会が適正に運営され、議決権行使が適正に行われていることが客観的に明らかになります。

④ 配当金の受領者を真の株主とすること

配当金の受領口座を他人名義にしておくと、真の株主の判断に疑義が生じます。配当金を他人に渡したい場合、真の株主が自身の口座で配当金を受領後、実施するようご留意下さい。

5. 最後に

名義株が発生していないかを、株主名簿や株式譲渡契約書、法人税の申告書別表二等の書類で一度ご確認いただきたいと思います。ご自身の会社はどうか、気になる点がございましたら、弊事務所までお気軽にお問合せ下さい。